



法人税の成り立ち

“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井満広

法人税とは、「法人の所得にかかる税金」です。

法人とは、法律によって人と同じような権利や義務を認められた団体のことで、団体の名義で契約を結んだり財産を所有したりすることができます。任意組合などの法人の資格がない団体は、こうした行為を団体名義で行なうことができません。原則、組合員個人の名義で行なうことになりません。

法人税法で定める法人には、株式会社、合同会社、合資会社等の「普通法人」のほか、NPO法人、学校法人、宗教法人等の「公益法人等」、PTA、同窓会等の「人格のない社団等」があります。

普通法人はすべての所得に対して、公益法人等や人格のない社団等は収益事業で生じた所得に対して、法人税がかかります。

収益事業とは、物品販売業、請負

業、不動産貸付業等のことで、法人税法では34種類の事業が定められています。たとえば寺や神社の場合、

お守りやおみくじの販売による利益は喜捨金（お布施や寄付の一種）として法人税の対象となりません。一方、所有地を月極め駐車場等で賃貸している場合は、収益事業（駐車場業）として法人税の対象となります。

外国法人（本店等が日本国外にある法人）の場合は、国内にある支店や工場等の恒久的施設（Permanent Establishment）に帰属する所得や国内にある不動産の賃借料等から生じる「国内源泉所得」が、日本の法人税の対象となります。

ちなみに、個人事業の所得はサラリーマンの給与と同様に所得税の対象となり、法人税の対象とはなりません。また、日本放送協会や日本中央競馬会等の「公共法人」は、法人

税が免除されています。

日本における法人税の成り立ち

1873（明治6）年に明治政府は地租改正を行ない、地価の3%を税金として貨幣で徴収しました。しかし「地主の税負担が重い」との批判を受けて、1887年に所得税を創設し、営業などの所得にも税金をかけることになりました。当初の所得税の納税対象者は「年所得金額300万円以上の個人（世帯）」とされ、法人は産業保護の観点から税金が免除されていました。

その後、個人と法人の不平等が問題となり、1899年に所得税法を改正し法人にも所得税がかかることになりました。これが法人税のはじまりといわれています。さらに1940（昭和15）年に所得税から分か

れる形で法人税法が成立し、現在に至っています。

法人税の収収は、景気の動向に大きく左右されるといわれます。1985〜2015年で、法人税収が最も多かったのは1989（平成元）年の19兆円。最も少なかったのはリーマンショック後の2009年の6・3兆円です。その後景気は回復したものの、2015年の法人税収は10・8兆円にとどまりピークに比べて4割以上も落ち込んでいます。

税収における法人税の割合も1988年には40%近くありましたが、消費税が導入された1989年以降は少しずつ下がり、2015年には20%を下回っています（図表1参照）。

なお、法人税を納めている黒字法人は全体の3割程度（資本金1億円超の大会社だけでも5割程度）といわれています。

法人税は確定申告によって納める

法人税は、納税額を計算した書類（確定申告書といいますが）を自ら作成して税務署に提出し、申告書に記載した税額を自ら納めなければいけません。この制度を「申告納税制度」といいます。

これに対して、固定資産税や自動車税などのように、行政機関が税額

を決定する制度を「賦課課税制度」といいます。

法人税の申告や納税は原則、本店等の所在地を管轄する税務署で手続きをします。法人税を計算する対象期間は原則1年（この期間を「事業年度」といいます）で、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告・納税しなければなりません。

ただし、会計監査を受けるため期限までに決算が確定しないなどの理由がある場合は、期限の延長（原則1か月）も認められます。

前年度の法人税額が20万円を超える場合は、事業年度開始日以後6か月が経過した日（中間決算日）から2か月以内に、中間の申告・納税をしなければいけません。

法人の所得にかかる税金とは

法人の所得にかかる税金には、次のようなものがあります。

- (1) **法人税（国税）**
各事業年度の所得に対する法人税のほか、図表2のような法人税もあります。
- (2) **地方法人税（国税）**
名前に「地方」と入っていますが、国税に分類されます。地域間の税収格差を是正するために創設されまし

図表2 「所得」以外にかかる法人税

- イ) **留保金課税** 配当等を支給しないで企業が内部留保した所得（課税留保金額）にかかる法人税。特定同族会社（資本金1億円超等の同族会社）が対象。税率は年3,000万円以下の金額は10%、年3,000万円超年1億円以下の金額は15%、年1億円超の金額は20%。
- ロ) **用途秘匿金課税** 法人が支払った金銭のうち、相手方の氏名や住所を明らかにできない支出額にかかる法人税。税率は支出額に対して40%。

(6) **法人市町村民税（地方税）**
法人が所在する市町村に申告・納税する税金です。法人道府県民税と同じように「法人税割」と「均等割」があります。

(5) **地方法人特別税（国税）**
地方法人税と同じように、地域間の税源の偏りを是正するため、法人事業税の一部を分離して導入されました。法律上は国税に分類されますが、実務上は法人事業税と同様に都道府県に手続きをします。

(4) **法人事業税（地方税）**
法人道府県民税と同様に、法人が所在する都道府県に申告・納税する税金のひとつです。法人税と同じように基本的に法人の所得に課されます。資本金が1億円を超える法人は、事業所の床面積や従業員数等の規模をベースにした外形標準課税が課されます。

法人事業税は法人税や法人道府県民税、法人市町村民税と違って損金（税金計算上の経費）となります。

日本実業出版社発行『企業実務』2017年4月号より転載。
記事内容は、2018年4月1日時点での法令に基づき、校閲・修正しております。

ひらい みつひろ 平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。

図表1 法人税収と税収に占める割合の推移

